

わたしは

ダマサレナイ!!

第46話



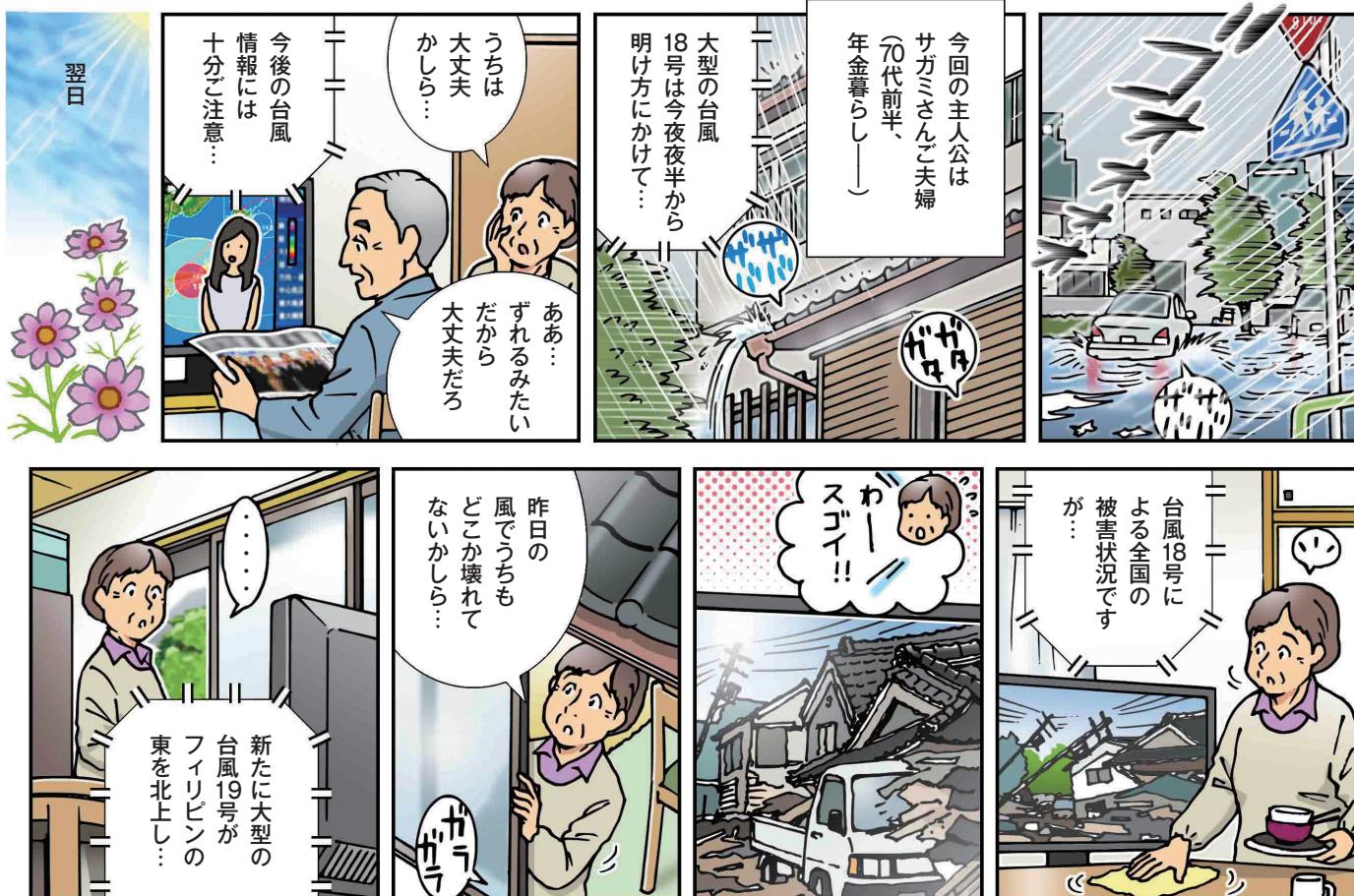
ATTENTION

地震、台風、豪雨、豪雪……

自然災害に便乗する悪質商法が全国で多発

このコーナーで紹介するマンガは、実際に起きた事件を基に、「だましのシーン」を再現したものです。
「私だけは大丈夫」なんて甘く考えていませんか？ 実はそう考える人こそ被害にあいやすいのです。

監修／大井菜子 NACS（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）消費者相談室 マンガ／まきのこうじ



新たに大型の
台風19号が
フィリピンの
東を北上し…
このほか「修理する必要がない箇所を勝手に修理し
て請求された」、「代金を支払ったのに工事をしてくれ
ない」というようなトラブルも。

リフォーム会社を名乗る業者から「住宅点検の無料
サービス中」といった勧誘電話が入り、点検をお願い
すると破損内容などを誇大に伝えて不安をあたり、高
額なリフォーム契約を取り付けます。とくに多いのが
「保険金で全額賠えます」とそそのかす手口。なかに
は「保険金の申請作業も行う」といつてくるケースも
あるようです。しかし、経年劣化による損傷などは保
険支払いの対象外となりますし、保険金申請も原則被
保険者以外はできません。契約を取り消したいと業者
に伝えると、高額なキャンセル料を請求されたりしま
す。ここで注意したいのは、業者の口車に乗つて経年
劣化による損傷と知りながら、被災したとして保険金
申請をしてしまうこと。保険会社に対する詐欺的行為
となりますので、絶対にやつてはいけません。

POINT!
SAGI
**2 「保険で住宅修理」「被災者のため」
不安や善意に付け込む一大手口**

自然災害に便乗する悪質商法の、代表的な二つの手
口と対処法を紹介します。

① 住宅修理関連

地震、台風、豪雨、豪雪など大規模な自然災害に見
舞われがちな日本。不安や恐怖を感じている方も多い
かと思います。そうした気持ちに巧みに付け込んでく
る悪質商法が、被災地に限らず全国で多発しており、
各自治体のWEBサイトでも注意喚起がなされていま
す。自然災害が起きてニュースになっているときは、
この悪質商法によるトラブルが急増するので、とくに
注意が必要です。

POINT!
SAGI
**1 自然災害に便乗する悪質商法が多発
被災地以外でも注意が必要**



POINT! SAGI

4

**トラブルにあつてしまつても
慌てず、冷静に、迷わずに相談**

消費者契約法や特定商取引法などは、さまざまなトラブルから消費者を守ってくれる法律です。「事実ではないことをいわれた」「不確かなことを絶対大丈

POINT! SAGI

3

**偽の緊急速報や防災用品配布など
手を替え品を替えだます最新手口**

最近多発している手口に、緊急地震速報などを装った詐欺メールがあります。メールに記載されているURLにアクセスしてしまうと、情報商材サイトへ誘導されたり、ウイルスに感染したりします。実際の緊急地震速報にはWEBサイトへ誘導するリンクはありません。受信時の警報音も詐欺メールの場合には鳴りませんので、そのまま無視か削除でかまいません。

また、消防署や防災センターなどを名乗り、「防災用品を無料で配布する」という勧誘電話の手口もあります。目的は名前や住所、家族構成など個人情報の搾取です。公的機関が電話で個人情報を聞くことはありませんので、そのまま電話を切つてください。

対処法としては、業者に急かされてもすぐに契約しないこと。契約内容や手数料、キャンセル料などの説明は納得するまで聞きましょう。家族に相談したり、ほかの業者から見積もりを取つて金額や工事内容を比較するのもよいでしょう。保険については、ご自身で直接保険会社に問い合わせることが大切です。

② 義援金や寄付金などの募金関連

公的機関や日本赤十字社など、それらしい団体名を

名乗り、訪問や電話、ハガキやメールなどで人の善意に付け込みながら義援金や寄付金を募ります。しかし、公的機関や日本赤十字社などが訪問や電話などで募金を行つことはありません。団体などの活動状況や募金の用途をしっかりと確認したうえで支援することが大切です。



万一の相談先

- ・消費者ホットライン
☎188（「いやいや」と覚える）
※最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。相談受付時間は相談受付先によって異なります。
- ・住まいのダイヤル
☎0570-016-100 (PHSや一部のIP電話からは☎03-3556-5147)
- ・消費者庁
「災害に関連する主な相談例とアドバイス」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/pdf/consumer_policy_caution_190131_0001.pdf
- ・国民生活センター
「自然災害に見る消費者トラブル — 被災した住宅の修理トラブルから、便乗商法まで —」
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150827_2.pdf

参考情報

夫!“といわれた”といった状況で契約をしてしまった場合、消費者契約法などに基づき契約を取り消せる可能性があります。また特定商取引法では、訪問販売や電話勧誘による契約などの場合、正式な（不備のない）契約書を受け取った日から8日以内であればクーリングオフができます。「クーリングオフ期間が過ぎた」、「契約書にいろいろ記載がある」、「高額なキャンセル料を請求された」など自身で判断できずに不安に思つた際には、消費者ホットライン（188）に迷わず相談してください。

住宅に関するトラブルについては、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいのイヤル」という電話相談の窓口を設けています。契約前の見積書を無料で確認してもらえたり、納得できないリフォーム追加費用の相談など、さまざまな住宅の「困った！」に応じてくれます。

また、だまされて募金と思い込み振り込んでしまった場合でも、お金を引き出される前に、犯罪に利用されている口座を凍結できれば、お金が戻ってくる可能性があります（振り込め詐欺救済法）。警察への届け出とともに、金融機関にも必ず相談してください。